

## 朝日町町制70周年記念冠称等の使用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、朝日町（以下「町」という。）が令和6年10月17日に町制70周年を迎えることを記念し、あらゆる世代の町民の皆さんとともに祝い、町内に活気があふれ、未来につながるよう実施する記念事業等に朝日町町制70周年記念の冠称及び70周年PRロゴマーク（以下「冠称等」という。）を使用する際の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(冠称等の種類)

第2条 冠称は、次のとおりとする。

- (1) 朝日町町制70周年
- (2) 朝日町町制70周年記念
- (3) 朝日町町制70周年記念事業

2 70周年PRロゴマークは、別表のとおりとする。

(著作権)

第3条 冠称等の一切の権利は、町に帰属する。

(使用基準)

第4条 冠称等の使用は、次の各号のいずれにも該当しない場合に限り承認するものとする。

- (1) 特定の政治、思想又は宗教の活動に使用されるおそれのある場合
- (2) 特定の個人又は団体の宣伝を行い、又は信用を高めるために使用されるおそれのある場合
- (3) 営利目的で使用されるおそれのある場合（町の施策の推進又は町の情報発信に特に有益であると認められる場合を除く。）
- (4) 町の信用及び品位を損なうおそれのある場合
- (5) 法令及び公序良俗に反するおそれのある場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、承認することが適当でないと認められる場合

(使用申請)

第5条 冠称等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、朝日町町制70周年記念冠称等使用承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、申請の提出を省略することができる。

- (1) 国、地方公共団体又は公益法人が非営利事業に使用する場合
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (3) 学校等が教育の目的で使用する場合

- (4) 町の機関が町の事務又は事業において使用する場合
- (5) 町が共催し、後援し、又は協賛する事業の場合
- (6) その他町長が申請を必要としないと認めた場合  
(承認等)

第6条 町長は、申請書を受理したときは、その内容等を審査し、使用の承認又は不承認を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定による決定をしたときは、朝日町町制70周年記念冠称等使用承認通知書(様式第2号)又は朝日町町制70周年記念冠称等使用不承認通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第7条 冠称等の使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 冠称等は、承認された使用目的のみに使用し、承認に付された条件に従うこと。
- (2) 70周年PRロゴマークは、定められた色、形等を正しく使用し、デザイン素材の改変など、応用使用はしないこと。
- (3) 冠称等を使用した商品については、商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律第125号)による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録をしないこと。
- (4) 第三者に冠称等の使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 冠称等を使用した物品の製造又は役務を第三者に委託して行わせる場合は、その委託を受けた者がこの要綱の規定に違反しないよう管理、監督その他必要な措置を講ずること。
- (6) 使用者の責めに帰すべき理由により冠称等の使用に係る事故又は苦情が生じたときは、使用者において速やかに対処すること。

(承認の取消し)

第8条 町長は、使用者が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの要綱の規定に違反したとき。
  - (2) 使用の申請に虚偽又は不正があったとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が承認の取消しを必要と認めるとき。
- 2 町長は、前項の規定により承認を取り消すときは、朝日町町制70周年記念冠称等使用承認取消通知書(様式第4号)により使用者に通知するものとする。この場合において、使用者に損害が生じても、町は、その責任を負わない。
- 3 第1項の規定により承認を取り消された使用者は、直ちに使用を中止する

とともに、使用物の回収等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、これらの措置に係る経費は、当該使用者の負担とする。

(第三者からの損害賠償請求等)

第9条 冠称等の使用により生じた第三者からの損賠賠償請求その他一切の責任は、使用者が負うものとし、町は、いかなる場合においても、その責任を負わないものとする。

(使用料)

第10条 冠称等の使用は、無料とする。

(使用期間)

第11条 冠称等の使用は、第6条第2項の規定による承認を受けた日から令和6年12月31日までとする。

(実績等の報告)

第12条 町長は、必要があると認めるときは、使用者に対し、冠称等の使用の状況及び実績の報告を求めることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、冠称等の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年1月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年12月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

<p>ロゴマーク (カラー版)</p>	 The logo features a stylized '70th' where the '7' is green with a yellow dotted path, the '0' is a red sun with a white grid and three white flowers, and the 'th' is green. Below it, 'ASAHI TOWN' is in red and blue, and 'ANNIVERSARY' is in yellow.
<p>ロゴマーク (グレースケール版)</p>	 A grayscale version of the logo, where the '7' is dark gray, the sun is light gray, and the text 'ASAHI TOWN ANNIVERSARY' is in a medium gray.
<p>ロゴマーク (モノクロ版)</p>	 A black and white logo where the '7' is black, the sun is black with white flowers, and the text 'ASAHI TOWN ANNIVERSARY' is in black.